

令和3年度特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1. 実施方針

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び三郷市特定教育・保育施設等の確認に係る指導及び監査の実施に関する要領（以下、「実施要領」という。）の規定等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

実施にあたっては、次の（1）～（4）の法、条例、基準、通知等（以下「基準等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに過誤・不正の防止を図る。

- (1) 子ども・子育て支援法第33条、45条に定める設置者の責務
- (2) 三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第25号）
- (3) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）
- (4) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（令和元年9月30日付府子本第536号・元文科初第791号・子発0930第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

2. 指導及び監査の方法等

（1）指導

① 集団指導

ア 方法・時期

各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

イ 内容

令和3年度の重点ポイント、年間スケジュール等を周知する。

② 実地指導

ア 方法

対象となる施設・事業所において関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

特定教育・保育施設については、原則として埼玉県が実施する認可制度に基づく指導監査（施設監査）に合わせて合同で実施する。

特定地域型保育事業者については、児童福祉法第34条の17に基づく指導監査と一体的に実施する。

イ 時期

12月～翌年3月の間に実施する。

<今年度の年間計画（予定）> ※月ごとの実施予定施設数

令和3年度	12月	1月	2月	3月	計
保育所			4		4
認定こども園					
地域型保育事業			2	1	3
計			6	1	7

ウ 内容

基準等の遵守が必要な項目のうち「4. 指導及び監査の重点事項」を中心に指導を行う。

（2）監査

実施要領第8条に基づき、違反疑義等の確認について特に必要があると認めるときに適切に実施する。

3. 指導及び監査の対象

全ての特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から、毎年度選定する。
今年度実施する対象施設は別紙のとおりとする。

4. 指導及び監査の重点事項

自主点検表の点検項目のうち以下の点を今年度の重点項目とする。

(1) 保育士及び施設の自己評価

保育の質向上のため、保育士及び事業所の自己評価を行い、常にその改善を行っているかを確認する。

(2) 利用者負担の徴収

保護者から受取る費用（利用者負担）について、保護者の同意を得たうえで徴収し、支払いを受けた場合には適切に領収書の交付を行っているか確認する。

(3) 保護者に対する支援

保護者からの苦情・相談等に応じる体制を整え、適切に対応しているかを確認する。

(4) 重要事項説明書の掲示

重要事項説明書が過不足なく記載されていて、最新の書類を掲示しているかを確認する。

5. 結果の公表

当該年度の実地指導の結果については、指摘事項や改善状況等を含め、施設ごとに翌年度当初に市ホームページへ掲載する。

6. その他

市の新型コロナウイルス感染拡大防止措置の方針や社会状況等を踏まえ、本計画の推進にあたっては、柔軟に対応するものとします。

別紙

令和３年度 特定教育・保育施設等 指導及び監査 実施予定施設

種類		対象施設
指導	集団指導	令和３年度開設の特定地域型保育事業者
	実地指導	＜特定教育・保育施設＞ 市が選定する施設
		＜特定地域型保育事業者＞ 市が選定する施設
監査		必要と認める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し、適宜実施する。